



氏名	大正・昭和 平成・令和	年 月 日生( )歳	男・女
住所			
① 障害名	心臓機能障害		
② 原因となった 疾病・外傷名	交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災 自然災害、疾病、先天性、その他( )		
③ 疾病・外傷発生年月日	昭和 平成 令和	年 月 日	場所
④ 参考となる経過・現症(エックス線写真及び検査所見を含む。)			
障害固定又は障害確定(推定) 昭和・平成・令和 年 月 日			
⑤ 総合所見(障害の程度を詳細に記入。)			
〔将来再認定 要(軽症化・重症化)・不要〕 〔再認定の時期 令和 年 月〕			
⑥ その他参考となる合併症状			
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。			
令和 年 月 日			
病院又は診療所の名称 所 在 地			
医師氏名(自署) (自署でない場合は氏名の右に押印してください)..... 〔※身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師〕			
診療担当科名 科			
身体障害者福祉法第15条第3項の意見 [障害程度等級についても参考意見を記入] 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ・該当する ( 級相当) ・該当しない			
注意	1 障害名には現在起っている障害、例えば両眼視力障害、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾病には、緑内障、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入してください。 2 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・意見書」(別様式)を添付してください。 3 障害区分や等級決定のため、尼崎市社会保障審議会から改めてお問い合わせする場合があります。		

心臓の機能障害の状況及び所見（18歳以上用）

（該当するものを○でかこむこと）

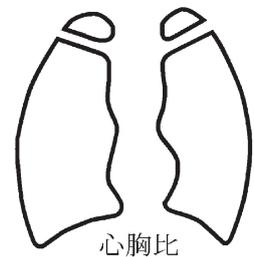
1. 臨床所見

- |                                     |       |            |         |
|-------------------------------------|-------|------------|---------|
| ア 動悸                                | （有・無） | キ 浮腫       | （有・無）   |
| イ 息切れ                               | （有・無） | ク 心拍数      |         |
| ウ 呼吸困難                              | （有・無） | ケ 脈拍数      |         |
| エ 胸痛                                | （有・無） | コ 血圧       | （最大、最小） |
| オ 血痰                                | （有・無） | サ 心音       |         |
| カ チアノーゼ                             | （有・無） | シ その他の臨床所見 |         |
| ス 重い不整脈発作のある場合は、その発作時の臨床症状、頻度、持続時間等 |       |            |         |

2. 胸部エックス線所見（年 月 日）

心臓の幅（      ）÷ 胸郭の幅（      ）＝ 心胸比（      ）

（心胸比 0.60 以上の場合のみ、胸部エックス線画像（コピー）を添付し、胸郭及び心臓の最大横径の位置を記載してください）



3. 心電図所見（年 月 日）

（心電図所見のあるものは、必ず心電図（コピー）を添付してください）

- |  |                 |
|--|-----------------|
| ア 陳旧性心筋梗塞  | （有・無）           |
| イ 心室負荷像  | （有<右室、左室、両室>・無） |
| ウ 心房負荷像  | （有<右房、左房、両房>・無） |
| エ 脚ブロック  | （有・無）           |
| オ 完全房室ブロック   | （有・無）           |
| カ 不完全房室ブロック  | （有第 度・無）        |
| キ 心房細動（粗動）   | （有・無）           |
| ク 期外収縮   | （有・無）           |
| ケ S T の低下  | （有 m V・無）       |
| コ 第I誘導、第II誘導及び胸部誘導（但しV <sub>1</sub> を除く）のいずれかのTの逆転 | （有・無）           |
| サ 運動負荷心電図におけるS T の0.1mV以上の低下                       | （有・無）           |
| シ その他の心電図所見  |                 |
| ス 不整脈発作のある者では発作中の心電図所見                             | （年 月 日）         |

#### 4. 活動能力の程度

ア 家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動については支障がなく、それ以上の活動でも著しく制限されることがないもの又はこれらの活動では心不全症状若しくは狭心症症状がおこらないもの。

イ 家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動は著しく制限されるもの、又は頻回に頻脈発作を繰り返し、日常生活若しくは社会生活に妨げとなるもの。

ウ 家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状又は狭心症症状がおこるもの。

エ 家庭内での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状若しくは狭心症症状がおこるもの、又は頻回に頻脈発作を起こし、救急医療を繰り返し必要としているもの。

オ 安静時若しくは自己周辺の日常生活活動でも心不全症状若しくは狭心症症状がおこるもの又は繰り返してアダムスストークス発作がおこるもの。

(注) 活動能力の程度と等級の関係は次のとおりに作られているものである。

ア・・・・・・非該当

イ、ウ・・・・・・4級相当

エ・・・・・・3級相当

オ・・・・・・1級相当

#### 5. 弁移植等の状況

人工弁移植・弁置換 [ 有・無 ] 手術日 年 月 日

ペースメーカー [ 有・無 ] 手術日 年 月 日

植込み型除細動器 ( I C D ) [ 有・無 ] 手術日 年 月 日

両心室ペーシング機能付植込み型除細動器 ( C R T - D )  
[ 有・無 ] 手術日 年 月 日

6. ペースメーカーの適応度 ( クラスⅠ ・ クラスⅡ ・ クラスⅢ )

7. 身体活動能力 (運動強度) ( メッツ)

8. I C D、C R T - D の作動 [ 有・無 ] 作動日 年 月 日

＜参考＞

身体障害認定基準（心臓機能障害個別事項）

18歳以上の者の場合

- (1) 等級表1級に該当する障害は次のいずれかに該当するものをいう。
- ア 次のいずれか2つ以上の所見があり、かつ、安静時又は自己身の日常生活活動でも心不全症状、狭心症症状又は繰り返しアダムスストークス発作が起こるもの。
- a 胸部エックス線所見で心胸比0.60以上のもの
  - b 心電図で陳旧性心筋硬塞所見があるもの
  - c 心電図で脚ブロック所見があるもの
  - d 心電図で完全房室ブロック所見があるもの
  - e 心電図で第2度以上の不完全房室ブロック所見があるもの
  - f 心電図で心房細動又は粗動所見があり、心拍数に対する脈拍数の欠損が10以上のもの
  - g 心電図でSTの低下が0.2mV以上の所見があるもの
  - h 心電図で第I誘導、第II誘導及び胸部誘導(ただしV<sub>1</sub>を除く。)のいずれかのTが逆転した所見があるもの
- イ ペースメーカーを植え込み、自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの、先天性疾患によりペースメーカーを植え込みしたもの又は人工弁移植、弁置換を行ったもの
- (2) 等級表3級に該当する障害は次のいずれかに該当するものをいう。
- ア (1)アのaからhまでのうちいずれかの所見があり、かつ、家庭内での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状若しくは狭心症症状が起こるもの又は頻回に頻脈発作を起こし救急医療を繰り返し必要としているものをいう。
- イ ペースメーカーを植え込み、家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの。
- (3) 等級表4級に該当する障害は次のものをいう。
- ア 次のうちいずれかの所見があり、かつ、家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状又は狭心症症状が起こるもの。
- a 心電図で心房細動又は粗動所見があるもの
  - b 心電図で期外収縮の所見が存続するもの
  - c 心電図でSTの低下が0.2mV未満の所見があるもの
  - d 運動負荷心電図でSTの低下が0.1mV以上の所見があるもの
- イ 臨床所見で部分的心臓浮腫があり、かつ、家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動は著しく制限されるもの又は頻回に頻脈発作を繰り返し、日常生活若しくは社会生活に妨げとなるもの。
- ウ ペースメーカーを植え込み、社会での日常生活活動が著しく制限されるもの。